

会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の再度の申請方法について

独立行政法人都市再生機構

1 再審査について

当機構の競争参加資格の認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生等手続開始決定者」という。）は、2以下に定める手続により再度の競争参加資格審査（以下「再審査」という。）の申請を行うことができます。なお、更生等手続開始決定者は、再審査の申請を行わないときは、競争参加資格が確認されない場合があります。

2 再審査手続の概要

- (1) 更生等手続開始決定者が再審査の申請（以下「再申請」という。）を行う場合は、事前に、現在の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等を提出した本部等に対して、申請希望通知書（別記様式1）により再申請を行う旨を通知してください。
- (2) (1)の通知後、再申請の受付を開始するので、次に掲げる事項を通知します。
 - ① 再申請の受付期間及び受付方法
 - ② 3に定める提出書類を提出する旨
 - ③ 本部等が必要と判断した場合、4に定めるヒアリングを行う旨
- (3) 提出書類及びヒアリングによる再審査終了後、再申請を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に本部等から再審査結果の通知を行います（ただし、ヒアリング等再審査の状況により、やむを得ず延長されることがあります。）。

[注] 再審査による再度の認定を行ったときは、従前の競争参加資格の認定は取り消しとなります。また、認定された競争参加資格の有効期間は、当該競争参加資格が認定されたときから次回の定期の競争参加資格審査に基づく競争参加資格の認定のときまでとします。

[注] 本部等が提出書類に不備又は疑義がないと認めるまでは、入札等に参加することができません。

3 提出書類

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 更生等手続開始決定以降の日を審査基準日とする総合評定値通知書の写し
工事の再申請の場合に必要となります。
- (4) 更生等手続開始の決定書の写し
- (5) 貸借対照表及び損益計算書
- (6) 更生等手続開始の決定の時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
- (7) 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の3）
ただし、納付すべき租税が更生債権となり、更生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証

明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類に代えてください。

(8) 再審査に係る基礎資料(別記様式2)

4 提出書類の記載に当たっての注意事項

- (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書については、貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として、記載してください。
- (2) 営業所一覧表については、更生等手続開始の決定時以降の時点において作成してください。
- (3) 貸借対照表については、更生等手続開始決定以降の時点を基に作成してください。
- (4) 損益計算書については、貸借対照表を作成する基となった時点までの1年間におけるものを作成してください。

5 再審査に係るヒアリング等

- (1) 本部等が必要と判断した場合、3(8)の提出書類をもとに次に掲げる事項についてヒアリングを行います。
 - ① 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
 - ② 技術者の確保等工事の施工体制
 - ③ 下請業者、資材業者等との業務の協力状況
 - ④ 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
 - ⑤ 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
 - ⑥ 更生等計画案作成の方針(更生等計画認可の決定後においては、計画の遂行状況)
 - ⑦ その他本部等が必要と認める事項
- (2) 3の提出書類及びヒアリング結果は速やかに審査しますが、審査の結果、必要があると認められるときは、別途質問等を行うことがあります。

6 お問い合わせ

本社 財務部 調達監理課 Tel 045-650-0303

ただし、入札等参加のためお急ぎの場合は、当該入札等の手続開始後、速やかに入札説明書等に記載の契約担当課までご連絡ください。

以 上